

令和8年度 田村市放課後児童クラブの利用について



田村市 保健福祉部 こども未来課

住 所：〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話：0247-82-1000（直通）

F A X：0247-82-4555

E-mail：kodomo@city.tamura.lg.jp



1 放課後児童クラブとは

田村市では、保護者が就労等により昼間家庭で面倒を見ることができない小学生を対象に、放課後における適切な遊びや、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブを実施しています。

2 要 件

田村市内の小学校に在学している児童のうち、次のいずれかの理由により、放課後家庭で保育を受けることができない児童が対象となります。

- (1) 保護者の就労・・・授業終了後も勤務していること
- (2) 母親の妊娠・出産・・・出産予定日の8週間前から出産後8週間の翌日が属する月の末日まで
- (3) 保護者の疾病・障害・・・病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること
- (4) 同居親族の介護・看護・・・同居の親族等を常時介護・看護していること
- (5) 就労を目的とした就学・・・就労を目的に職業訓練校に通学していること
- (6) 特に市長が必要と認めたとき

3 利用時間

利 用 時 間	
平日（学校登校日）	授業終了後 ～ 午後7時
土曜日	午前7時30分 ～ 午後6時30分
長期休業期間	午前7時30分 ～ 午後6時30分
振替休業日	午前7時30分 ～ 午後6時30分

4 休日（開設しない日）

休 日（開設しない日）
・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
・年末年始（12月29日～翌年1月4日）
・お盆休み（8月13日～8月17日）
・その他市長が必要と認めた日

5 放課後児童クラブ実施場所

放課後児童クラブ名	定員	施設名・住所
滝根放課後児童クラブ	40名	三世代ふれあい交流館 滝根町神俣字町 40 番地
大越放課後児童クラブ	50名	大越行政局 2 階 大越町上大越字水神宮 62 番地 1
都路放課後児童クラブ	30名	都路こども園 都路町古道字遠下前 80 番地
常葉放課後児童クラブ	70名	常葉児童生活センター 常葉町常葉字館 1 番地 8
わかくさ放課後児童クラブ	240名	認定こども園わかくさ（1～4 年生対象） 船引町船引字平館 66 番地
船引放課後児童クラブ	80名	たむら学童センター（5～6 年生対象） 船引町船引字八升蒔 37 番地 4
船引南放課後児童クラブ	40名	船引南幼稚園 船引町堀越字丸森 2 番地
美山放課後児童クラブ	70名	美山小学校 船引町北鹿又字後和田 30 番地

※ 各施設において平日利用希望者が4名以下の場合、児童クラブは開設いたしません。

※ 利用保護者様を対象とした説明会等につきましては、後程お知らせします。

6 申込方法

利用を希望する児童クラブに、申込書と必要書類を添えて、受付期間内に直接お申し込みください。（下記の申込場所をご参照ください）

放課後児童クラブ名	申込場所	連絡先
滝根放課後児童クラブ	三世代ふれあい交流館	070-7773-4611
大越放課後児童クラブ	大越行政局 2 階	070-7773-4612
都路放課後児童クラブ	都路こども園	070-7773-4613
常葉放課後児童クラブ	常葉児童生活センター	070-7773-4614
わかくさ放課後児童クラブ	認定こども園わかくさ （1～4 年生対象）	82-4111
船引放課後児童クラブ	たむら学童センター （5～6 年生対象）	070-7773-4615
船引南放課後児童クラブ	船引南幼稚園	070-7773-4619
美山放課後児童クラブ	美山小学校	070-7773-4617

【受付・問合せ時間】 各学童施設 平 日：授業終了後～１８：３０
 土曜日： ７：３０～１８：３０
 こども未来課 平 日： ８：３０～１７：００

※各施設への申込み・問い合わせは、必ず放課後児童クラブの支援員あてにお願いいたします。
 （支援員以外ではお答えできません）

【申込書類一覧】

提出書類	保護者等の利用区分					
	就 労	疾 病	障 害	看 護・ 介 護	就 学	出 産
申込書	●	●	●	●	●	●
就労証明書	●					
医師の診断書の写し		●				
身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し			●			
看護又は介護される人の介護保険被保険者証の写し、医師の診断書の写し、障害者手帳の写し、療育手帳の写し				●		
在学証明書及び授業カリキュラムの写し					●	
母子手帳の写し（保護者の氏名、出産予定日の記載部分）						●

※申込書、就労証明書は、こども未来課・各施設に備え付けてあります。
 また、田村市役所ホームページからも取得できます。

【就労証明書について】

○児童の父母それぞれの就労証明書を提出してください。

○父母以外の同居家族（祖父母等）にかかる証明の提出は不要です。ただし、家庭での見守りが可能な方がいる場合には、本事業の趣旨をご理解のうえ、家庭内保育へのご協力をお願いします。

※児童の両親が不在などの理由で同居家族（祖父母等）が児童を監護している場合は
 その方の証明が必要です。

○勤務先に変更があった場合は、その都度就労証明書を提出してください。

○兄弟姉妹で同一の施設を利用する場合は、父母１部ずつのみの提出で結構です。

ただし利用施設が異なる場合（例 兄：船引、弟：わかくさ）はそれぞれの施設へ提出してください。（コピー可）

【受付期間】

受付期間	令和7年10月6日（月）～ 令和7年11月7日（金）
------	----------------------------

※受付期間を過ぎると4月1日から利用いただけない場合がありますので、手続きは余裕をもってお願いします。

※新入学児童についても、4月1日より利用可能です。

※定員を超えた場合は、基準により選考をおこないます。

○令和8年3月16日（月）以降は、随時申込を受け付けます。

※受付期間終了後に申請した方の利用開始日については、調整のうえで決定します。

7 利用決定

利用決定については、次のとおり利用決定通知書を送付します。

年度当初の利用決定 （4月1日からの利用者）	令和8年2月下旬ごろ
随時申込（年度途中の申込）	申込日から10日前後

8 保護者負担額

○保育料 無料（※市内に住所を有しない児童は、保育料が発生します。）

○保険料 800円（年額）

○おやつ代 実費額（施設により異なる場合があります。）

○その他 行事やイベントにより、費用が発生する場合があります。

9 利用の廃止について

次のような場合は、利用を廃止させていただきます。

- ① 家庭で保育を受けることができると認められるとき。
- ② 児童が疾病により利用に不相当と認められるとき。
- ③ 正当な理由がなく（連絡もなく）、1箇月以上利用しないとき。
- ④ 矯正しがたい不良性がある、他の利用児童に悪影響を与えるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ その他、利用を停止させることが適当と認められるとき。

10 変更手続き

次のような場合は、こども未来課または各施設への届出が必要となります。

- ① 放課後児童クラブをやめる場合（利用廃止届の提出）
- ② 放課後児童クラブの利用施設を変更する場合（申込書の再提出）
- ③ 就労（勤務先）に変更があった場合（就労証明書の再提出）

11 放課後児童クラブ利用上のお願い

【欠席の連絡について】

- ・欠席する場合には、必ず各施設へ連絡してください。また、「利用予定日なのに来ない」、「欠席予定の日に利用した」といったことがないように、当日の利用の有無を児童にも必ず伝えてください。

【病気やケガ、事故について】

- ・放課後児童クラブ活動中に、発熱やケガなどで自宅安静や病院での治療が必要と判断した場合は、保護者に連絡のうえ、お迎えをお願いすることがあります。
- ・市では、活動中の事故やケガに対応するため、利用者全員にスポーツ安全保険を掛けています。放課後児童クラブにおいて怪我等をされ、医療機関を受診された場合には保険請求手続きをいたしますので、お知らせください。

【利用上の注意】

- ・放課後児童クラブは、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童を対象としています。利用にあたっては、保護者の勤務時間に沿ってご利用いただき、仕事が休みのときなど、保護者が在宅している場合は、放課後児童クラブを利用できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・児童の送迎は行っておりませんので、各自で通うことになります。ルートの確認やお子様への安全指導の程お願いします。また、土曜日や長期休業期間中における児童の送迎は、必ず保護者がおこなってください。
- ・土曜日や長期休業期間中など、学校給食がないときは、各自で昼食を持参してください。
- ・放課後児童クラブ利用は、原則1回（1日）の利用を継続して利用することが基本となりますが、例外として児童が通院や習い事に参加するために、中抜け（外出や移動）ができます。
ただし、中抜けは例外的な措置であり、中抜け中に発生した事故等の責任は、保護者の責任とし、保護者が適正に処理していただくことになります。
- ・紛失等のトラブルを避けるため、放課後児童クラブを利用するときには、ゲーム機、カードなどの遊び用具は持参しないようご協力ください。
- ・児童全員が帰宅した場合、利用時間終了前に施設を閉める場合がございます。

【準備物】

- ・タオル、上履き、水筒など（持ち物には必ず名前を書いてください。）
- ・施設により準備物が異なりますので、施設にご確認ください。